

納税者の皆様へ

国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することであり、この使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

近年、経済活動の国際化・高度情報化の進展等、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした中で引き続き国税庁の使命を果たしていくため、様々な取組を行っています。

納税者サービスの充実の面では、納税者の皆様の申告・納税等に役立つ情報を、国税庁ホームページ等を通じて、分かりやすく提供していくほか、国税電子申告・納税システム(e-Tax)や確定申告書等作成コーナーなどのICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでいます。

また、社会保障・税番号制度の導入を契機として、更に納税者の皆様の利便性の向上に努めてまいります。

適正・公平な課税・徴収の実現への取組の面では、納税者の皆様の利益の保護を図りつつ、大口・悪質な事案には組織的に厳正な対応を行うほか、大企業に対しては、申告水準の維持・向上のため、税務に関するコーポレートガバナンスを充実させる取組を推進しています。

特に、近年、経済社会がますます国際化している中、いわゆる「パナマ文書」の公開やBEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの進展などにより、国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている状況にあります。

国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付け、情報収集・活用の強化や外国当局との協調等に取り組むとともに、専門体制の整備・拡充を図った上で積極的に調査等を実施しています。

引き続き、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に適切に対処するとともに、新たに生じる国際課税上の課題に積極的に対応してまいりたいと考えています。

国税庁としては、こうした様々な取組を通じて、納税者の皆様に適正かつ円滑に申告・納税をしていただけるよう努めてまいります。

このような取組を推進していくに当たっては、納税者の皆様の税務行政に対する理解と信頼が不可欠と考えており、これまでも国税庁の様々な課題や取組方針、各種施策について、国税庁ホームページ、報道発表等を通じて、できる限り分かりやすくお知らせしてきました。

この国税庁レポートもこうした取組の一つであり、国税庁の1年間の活動やその年のトピックスについて、統計資料等を交えながら説明しています。

この「国税庁レポート2017」が税務行政に対する皆様のご理解を深める一助になれば幸いです。

平成29(2017)年6月

国税庁長官 **迫田 英典**